

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月22日
【会社名】	ライフネット生命保険株式会社
【英訳名】	LIFENET INSURANCE COMPANY
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 亮介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町二丁目14番地2麹町NKビル
【電話番号】	03-5216-7900（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 近藤 良祐
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町二丁目14番地2麹町NKビル
【電話番号】	03-5216-7900（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 近藤 良祐
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

2021年6月20日開催の当社第15回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2021年6月20日（日曜日）

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に関する変更、保険業法第113条第1項の規定に基づく事業費の償却に関する附則の削除、条文の追加および削除に伴う条数の変更等所要の変更を行うため、定款の一部を変更する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

森亮介、木庭康宏、近藤良祐、横澤淳平、水越豊及び齊藤剛を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

山崎隆博、林敬子及び山下知之を監査等委員である取締役に選任する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額25,000万円以内とする。ただし、上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額の設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額5,000万円以内とする。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、上記第4号議案で決議された年額25,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）の報酬枠の範囲内にて、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する。譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、金銭報酬債権の全部は当社普通株式の発行又は処分を受けるための現物出資財産として払込まれ、これにより発行又は処分される当社普通株式の総数は年200,000株以内とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	賛成比率 (%)	決議の結果
第1号議案	533,215	34,885	16	93.85	可決
第2号議案					
森 亮介	555,133	12,967	16	97.71	可決
木庭 康宏	561,247	6,853	16	98.78	可決
近藤 良祐	567,305	795	16	99.85	可決
横澤 淳平	567,377	723	16	99.86	可決
水越 豊	561,171	6,929	16	98.77	可決
齊藤 剛	506,851	61,249	16	89.21	可決
第3号議案					
山崎 隆博	566,214	1,886	16	99.66	可決
林 敬子	567,298	802	16	99.85	可決
山下 知之	561,723	6,377	16	98.87	可決
第4号議案	566,550	1,466	100	99.72	可決
第5号議案	567,314	702	100	99.85	可決
第6号議案	560,165	7,935	16	98.59	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は、次のとおりです。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第2号議案及び第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

第4号議案、第5号議案及び第6号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前営業日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会に当日出席した株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上